

## 川崎町がんばろう事業者支援金要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、川崎町がんばろう事業者支援金(以下「事業者支援金」という。)の給付について、川崎町補助金等給付規則(平成29年川崎町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (給付の目的)

第2条 この事業者支援金は、新型コロナウイルス感染症COVID-19の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中堅企業、中小企業、その他の法人等(以下「中小法人等」という。)及びフリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としてもらうため、事業全般に広く使える支援金を給付することを目的とする。

### (給付対象者)

第3条 事業者支援金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
  - (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月(以下「対象月」という。)が存在すること。ただし、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で30%以上減少した月がひと月もないこと。
  - (3) 持続化給付金及び福岡県持続化緊急支援金の給付申請をしていないこと。
  - (4) 事業主が川崎町民であり、事業用の店舗を有していること。
- 2 申請者が中小法人等の場合には、2020年4月1日時点において、次のア又はイのうちいずれか一つの要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。
- ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
  - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
- 3 事業者支援金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

### (給付額)

第4条 事業者支援金の給付額は、売上が減少した額にかかわらず10万円とする。

### (給付の申請)

第5条 申請者は、申請期間内に川崎町がんばろう事業者支援金給付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 事業者支援金の申請期間は、令和2年6月1日から令和2年7月31日までとする。
- 3 申請書には、町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(給付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書及び添付書類を審査し、事業者支援金の給付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により事業者支援金の給付を決定したときは、速やかに川崎町がんばろう事業者支援金給付決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者支援金を給付しないものとし、その理由を付して川崎町がんばろう事業者支援金不給付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な行為によるもの
- (2) 第3条第1項及び第2項の規定に該当しないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 政治団体、宗教上の組織もしくは団体
- (6) その他町長が不相当と認めるもの

(申請の取り下げ)

第7条 決定通知書を受領した者(以下「給付決定者」という。)は、決定のあった日から30日以内に文書で申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る事業者支援金の給付の決定は無かったものとみなす。

(関係書類の整備)

第8条 給付決定者は、事業者支援金の申請に係る関係書類等を5年間保存しておかなければならない。

(決定の取消し)

第9条 町長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業者支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正行為を行ったとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(支援金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により事業者支援金の給付の決定を取り消した場合において、既に事業者支援金が給付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。



(別紙1)

売上高等状況内訳書

	月別売上高等 実績		月減少額 (C) (B - A)	月減少率 (D) (C / B × 100)
	2020年 (A)	2019年 (B) (前年同月等)		
1月	円	円	円	%
2月	円	円	円	%
3月	円	円	円	%
4月	円	円	円	%
5月	円	円	円	%
6月	円	円	円	%

対象月減少率	%
--------	---

(別紙2)

## 誓 約 書

「川崎町がんばろう事業者支援金」の給付を受けようとする事業者の方は、以下の項目について、誓約いただく必要があります。

- ① 2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間（以下「対象期間」という。）のうち、ひと月の売上が前年同月比20%以上30%未満減少した月があります。
- ② 対象期間のうち、前年同月比30%以上減少した月はひと月もありません。
- ③ 国の「持続化給付金」及び「福岡県持続化緊急支援金」の申請をしていません。
- ④ 「川崎町がんばろう事業者支援金」の申請は今回が初めてです。
- ⑤ 2019年以前から事業により売上を得ており、今後も事業を継続する意思があります。
- ⑥ 川崎町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑦ 申請書類に記載された情報を税務情報として使用すること及びこの支援金が課税対象になることを同意します。
- ⑧ 川崎町から2020年（度）確定申告書類の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑨ 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しません。
- ⑩ 虚偽が判明した場合は、支援金の全額返還に応じます。
- ⑪ 事業主が川崎町民であり、事業用の店舗を有しています。
- ⑫ 川崎町から店舗確認書類の求めがあった場合は、これに応じます。

住 所  
川崎町大字

氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）

殿

川崎町長

印

## 川崎町がんばろう事業者支援金給付決定通知書

年 月 日付で申請のありました川崎町がんばろう事業者支援金について、次のとおり給付の決定をしたので、川崎町がんばろう事業者支援金給付要綱第6条第2項の規定により通知します。

なお、この支援金は課税対象となることをお知らせします。

記

給付決定額                    ¥100,000円

殿

川崎町長

印

## 川崎町がんばろう事業者支援金不給付決定通知書

年 月 日付で申請のありました川崎町がんばろう事業者支援金について、不給付の決定をしたので、川崎町がんばろう事業者支援金給付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

不給付の理由